

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年6月15日（平成30年（行個）諮問第102号）

答申日：平成31年4月8日（平成31年度（行個）答申第3号）

事件名：共同相続人が提出した特定被相続人に係る相続税の修正申告書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定個人Aが提出した被相続人特定個人Bに係る特定年分の相続税修正申告書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月3日付け特定記号第124号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現に資するため、被相続人特定個人Bの遺産に関する税務申告書の開示を求める。

（存否について）

特定名称不動産売買契約書立会人の特定個人C氏が特定年月日A売却時に聞いた特定個人Aの「やっと協議が整いまして」発言により修正申告した事実は既知。

（相続税修正申告について）

審査請求人は分割協議や署名実印等をしていない。

偽造された遺産分割協議書において税務申告されている。

##### （2）意見書

国税庁の理由説明書は、本件が法14条2号ただし書口及びハに該当すると認められる事情も存しないことから、本件存否情報は、同号の不開示情報に該当すると認められる、とありますが、国税庁は相続税申告

において、相続人が各人個別に申告する際はほかの相続人に申告内容を知らせなければならない、としながらその点を理由説明書における個人情報14条①（原文ママ）としていないのは片手落ちではないでしょうか。

被相続人の総遺産にかかる税金の適切な徴収のためには、法定相続人や遺言書等で指定された者に対しては開示請求に答えること、すなわち個人情報14条の①（原文ママ）として取り扱うことが、国税庁が自ら「知らせなければならない」とする相続税申告内容の適正性を担保できる方法と思います。

また、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法14条3号ただし書き）について、当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は法14条3号の不開示情報に該当しない。現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。」とあります。

偽造書類による虚偽申告により阻害された現状を適切な相続に訂正するため、相続人として被相続人特定個人Bの相続税申告書類の開示を求めます。

特定年月日Bに被相続人特定個人Bの相続税修正申告をさらに修正したい、として閲覧申請したところ、特定税務署の担当の方から関係者の委任状を持ってくるように言われたので、相続税修正申告が勝手にされていることを私が確実に知ることとなりました。

この修正申告に添付された遺産分割協議書には私の署名や実印が印鑑証明と合わせて提出されていると思いますが、審査請求人はそもそも遺産全体を知らされておらず、特定個人Aと一緒に協議をしたこともありません。署名実印があるならば、審査請求人に開示いただくのが何が問題なのでしょうか。偽造されたかどうかは裁判で争います。名前・実印（偽造印を含む）があるなら開示いただきたい。

国税庁の公開している「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」第1開示決定等の審査基準1（3）には、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記載されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき、とあります。

本来被相続人特定個人Bの遺産として相続人で分割されるべき遺産の大半を特定個人Aが隠し、盗用、偽造、虚偽申告により審査請求人の母（故人：特定年月日没）と審査請求人の二人の法定相続人の権利利益が

損なわれている事実を把握しているのだから至急開示していただきたい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、平成30年4月3日付け特定記号第124号により、本件対象保有個人情報について、本件対象保有個人情報の存否を答えることにより、審査請求人以外の特定の個人が相続税修正申告書を提出した事実の有無という、法14条2号の不開示情報が明らかとなることを理由として、法17条の規定に基づき、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する旨の不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

#### 2 原処分の妥当性について

##### (1) 法14条2号及び17条の規定について

法14条2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

ただし、この不開示情報から、①法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、②審査請求人を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報、③公務員等の職務の遂行に係る情報は除かれている。

また、法17条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を規定している。

##### (2) 相続税の申告書の提出手続等について

ア 相続税の申告については、相続等により財産を取得した者は、その被相続人から財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者の相続税の課税価格に係る相続税額があるときは、所定の期間内に被相続人の死亡時における住所地の所轄税務署長に課税価格、相続税額等を記載した相続税の申告書を提出しなければならないとされている。

なお、相続税の申告は、各相続人が個別に行うことを原則としているが、相続等により財産を取得した者が任意により共同で作成して一つの申告書で提出することができるかとされている。

また、修正申告書は、申告書を提出した者が、その申告書の提出により納付すべきものとして記載した税額に不足額がある場合等に、その申告について、その誤りを自発的に是正するために税務署長に対し提出することができるものである。

イ 一般に、相続税の申告において、共同相続人が共同で作成して一つの申告書（修正申告書を含む。）を提出した場合には、相続税の申告義務が生じた共同相続人の有無、範囲、課税価格、相続税額等について、共同相続人相互に共通認識を有しているのが通常であると認められる。

しかしながら、各共同相続人が別々に申告書を作成して提出した場合には、共同で作成して一つの申告書で提出した場合のように、各共同相続人が各人の相続税の申告義務の有無や課税価格等について、相互に共通認識を有していると直ちに推認することはできない。

### (3) 本件存否情報の不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報とは、審査請求人以外の相続人が提出した相続税の修正申告書に記載された保有個人情報であり、その存否を答えることは、審査請求人以外の相続人が相続税の修正申告書を提出した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。

また、本件存否情報は、法14条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

一方で、審査請求人及び当該審査請求人以外の相続人は被相続人特定個人Bの共同相続人であるため、個別事情によっては、本件存否情報が法14条2号ただし書イにいう「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当する余地もある。

そこで、本件において、そのような個別事情があったか否かを検討すると、審査請求書及び添付書類の記載内容等によれば、相続税の修正申告書について、審査請求人が審査請求人以外の相続人と共同で修正申告書を作成して提出したとまでは認められないことから、上記(2)イのとおり、各共同相続人が各人の相続税の申告義務の有無や課税価格等について、相互に共通認識を有していると直ちに推認することはできず、また、原処分時点で審査請求人が本件存否情報を慣行として知ることができたといえる個別事情があったとまでは認められない。

したがって、本件存否情報は、法14条2号ただし書イに該当せず、

さらに、同号ただし書口及びハに該当すると認めるべき事情も存しないことから、本件存否情報は、同号の不開示情報に該当すると認められる。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、これらの主張は原処分決定を左右するものではない。

### 4 結論

以上のことから、本件開示請求については、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、法14条2号の不開示情報を開示することとなるため、法17条に基づき、その存否を明らかにせず、開示請求を拒否した原処分は妥当であると判断する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年6月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月17日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成31年3月26日 審議
- ⑤ 同年4月4日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求め、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件対象保有個人情報は、審査請求人以外の相続人が提出した相続税の修正申告書に記録された保有個人情報であり、その存否を答えることは、審査請求人以外の相続人が相続税の修正申告書を提出した事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることとなる。

そこで、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

- (2) まず、本件存否情報は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。
- (3) 本件においては、審査請求人及び当該審査請求人以外の相続人は被相続人特定個人Bの共同相続人であるため、個別事情によっては、本件存否情報が法14条2号ただし書イにいう「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当する余地もある。そこで、以下、本件において、そのような個別事情があったか否か

を検討する。

ア まず、審査請求書及び意見書によれば、審査請求人は、被相続人特定個人Bに関する相続税の修正申告の際、当該審査請求人以外の相続人との分割協議や、申告書への署名押印等は行っておらず、修正申告書を共同で作成して提出した事実は認められない。

イ また、審査請求人は、「特定不動産売買契約書立会人の特定個人C氏が特定年月日A売却時に聞いた特定個人Aの『やっと協議が整いまして』発言により修正申告した事実は既知」である旨及び「特定年月日Bに被相続人特定個人Bの相続税修正申告をさらに修正したい、として閲覧申請したところ、特定税務署の担当の方から関係者の委任状を持ってくるように言われたので、相続税修正申告が勝手にされていることを私が確実に知ることとなった」旨を主張しているものの、これらの内容からは、相続税の修正申告書が提出されたとまではいい切れないことからすれば、原処分段階で審査請求人が本件存否情報を慣行として知ることができたといえる個別事情があったとまでは認められない。

ウ 以上によれば、原処分の時点において、審査請求人が本件存否情報を慣行として知ることができ、又は知ることが予定されているとするだけの事情は認められないことから、本件存否情報が法14条2号ただし書イに該当するとは認められない。

(4) そして、本件存否情報、すなわち審査請求人以外の相続人が相続税の修正申告書を提出した事実の有無それ自体が、審査請求人の財産を保護するために必要であるとは認め難いことから、本件存否情報が法14条2号ただし書ロに該当すると認めることはできず、本件存否情報が同号ただし書ハに該当すると認めるべき事情も存しない。

(5) 以上より、本件存否情報は、法14条2号の不開示情報に該当すると認められ、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで同号の不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否した原処分は妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条2号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子